

## 緊急事態宣言及び時短要請に伴う中小事業者への支援策について

令和 3 年 3 月 21 日

経 済 局

### 1. 感染症拡大防止協力金について

感染症拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請に全面的にご協力いただいた事業者に対して、1施設あたり72万円（1日あたり4万円、18日間）の協力金を支給。

対象期間：令和3年3月25日（木）午後9時から4月12日（月）午前5時まで

対象施設：①接待を伴う飲食店

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

対象区域：仙台市全域

要請内容：午前5時から午後9時までの時間短縮営業

### 2. 本市独自の追加支援策について

緊急事態宣言や時短要請に伴い、地域経済に甚大な影響が及ぶことから、時短要請の対象となる飲食店や関連事業者への追加支援策として以下の通り検討。

- (1) 「時短要請等関連事業者支援金」の対象に「緊急事態宣言に伴う影響を受けた事業者」を加え、売上減少の影響を確認する対象月に3月及び4月を追加。
- (2) 「関連事業者向けの支援策」として、時短要請の対象外となる関連事業者への支援金について、売上減少率が30%以上50%未満の事業者を対象に加え、法人には最大20万円、個人事業主には最大10万円を支給。
- (3) 「時短要請の対象となる飲食店向けの支援策」として、対象月の売上が50%以上減少した時短要請の対象事業者への支援金について、売上減少額に応じた支給額を法人は20万円、個人事業主は10万円増額し、法人は最大120万円、個人事業主は最大60万円とするとともに、売上減少額が150万円以上300万円未満の事業者を対象に加え、法人には20万円、個人事業主には10万円を支給。